

給水装置施工基準

昭和45年7月1日

目次

第1章	総則（第1条－第5条）
第2章	構造及び施工（第6条－第20条）
第3章	付属用具（第21条－第22条）
第4章	特殊装置（第23条－第30条）
第5章	雑則（第31条－第32条）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この基準は、水道法施行令（以下「政令」という。）第6条、金沢市水道給水条例（以下「条例」という。）第8条の2第1項及び第2項に基づき、給水装置の構造及び材質並びに施工について必要な事項を定めるものとする。

（装置の構成）

第2条 給水装置は、配水管から分岐して、設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をもって構成する。

（給水装置工事の種別）

第3条 給水装置工事の種別は、次に定める区分による。

- （1）新設工事 給水装置のないところに新たに給水装置を設置する工事をいう。
- （2）改造工事 既設給水装置の一部又は全部を変更する工事をいう。
- （3）撤去工事 給水管の一部又は全部を取り除く工事をいう。
- （4）修繕工事 給水装置の部分的な修理を行う工事をいう。

（給水装置の構造及び材質の基準）

第4条 給水装置の構造及び材質の基準は政令及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（以下「省令」という。）で規定されているものを選定しなければならない。

(給水管の材料)

第5条 配水管への取付口から量水器までの間（以下「一次側」という。）及び量水器より下流側（以下「二次側」という。）の給水管の種類材料は次のとおりとする。

給水管の管径	一次側（企業局承認器材を使用）	二次側
50mm以下	水道用 ポリエチレン二層管	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日厚生省令第14号）の性能基準に適合するものとする。 例：ダクタイル鋳鉄管、水道用ポリエチレン二層管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管、塩化ビニールライニング鋼管、耐衝撃性硬質塩化ビニール管 等
75mm以上	ダクタイル鋳鉄管(エポキシ樹脂粉体塗装管) GX型、NS型、K型（耐震特押使用）	

第2章 構造及び施工

(給水管の口径)

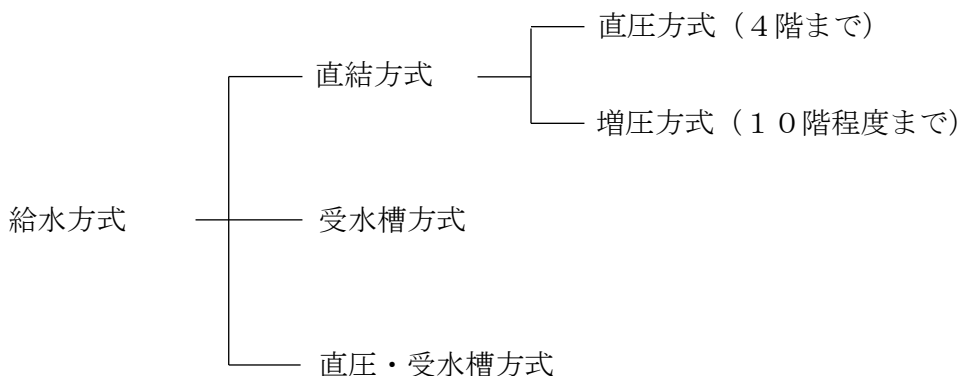
第6条 給水管の口径は、配水管の計画最小動水圧時において、設計使用水量を供給できる大きさにしなければならない。

- 2 前項に掲げる量水器の一次側における給水管の最小口径は20mmとする。
- 3 給水管の口径は、取出し配水管の口径より小さくしなければならない。

(給水方式)

第7条 給水方式は、次の方式から、給水高さ、所要水量、使用用途及び維持管理等を考慮のうえ決定すること。

- 2 直結直圧方式 建物の4階までは、本市の水圧で直接給水することができる。
- 3 直結増圧方式 建物の10階程度までは、直結加圧形ポンプユニット（ブースターポンプ）を使用し、各階へ直接給水することができる。
- 4 直結直圧・直結増圧併用方式 直結直圧方式と直結増圧方式を併用するもので、建物の10階程度まではこの方式とすることができる。
- 5 受水槽方式 常時一定の水圧を要する箇所、高台等で水圧の低い地域及び短時間に多量の水を使用する箇所に給水する場合等、第23条第1項に分類する用途の場合は、受水槽方式によらなければならない。
- 6 直結直圧・受水槽併用方式 直結直圧方式と受水槽方式を併用することができる。



(施行方法)

第7条の2 第7条第2項に規定する直結直圧方式のうち、三・四階に直結給水する場合は、別途定める「三・四階直結給水施工要綱」によらなければならない。

2 第7条第3項に規定する直結増圧方式による給水をする場合は、別途定める「中高層直結増圧給水施工要綱」によらなければならない。

(配管)

第8条 給水管の布設位置は、下水、便所、汚水タンク等の場所を避けると共に、止水栓、量水器等の設置位置を十分考慮し、維持管理に支障をきたさないよう配管しなければならない。

(給水管の引込み)

第8条の2 新設工事及び改造工事における給水管の同一敷地内への引込みは、一箇所とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一敷地内に次に掲げる独立した2以上の建築物を建築する場合は、当該建築物の建築確認申請での敷地に対して、給水管の引込みを行うことができる。

(1) 1戸建ての住宅

(2) 共同住宅

(3) 所有者及び使用者の双方が異なる前2号以外の建築物

3 土地利用形態の変更等により、同一敷地内に複数の給水管が存在することになる場合には、不要となる給水管は申し込み者の負担で撤去しなければならない。

(掘削埋め戻し)

第9条 掘削埋め戻しは次に掲げる方法によるものとする。

(1) 掘削に先立ち、地上及び地下構造物を調査し、それらに損傷を与えないよう注意しなければならない。

(2) 軟弱地盤又は湧水のある場所においては、土留め工を施し、水を排除しながら掘削しなければならない。

(3) 道路の掘削は、当日中に仮復旧が完了できる範囲でなければならない。

(4) 掘削は、管の下端にあたる部分に凹凸その他不均衡な箇所が生じないようにしなければならない。

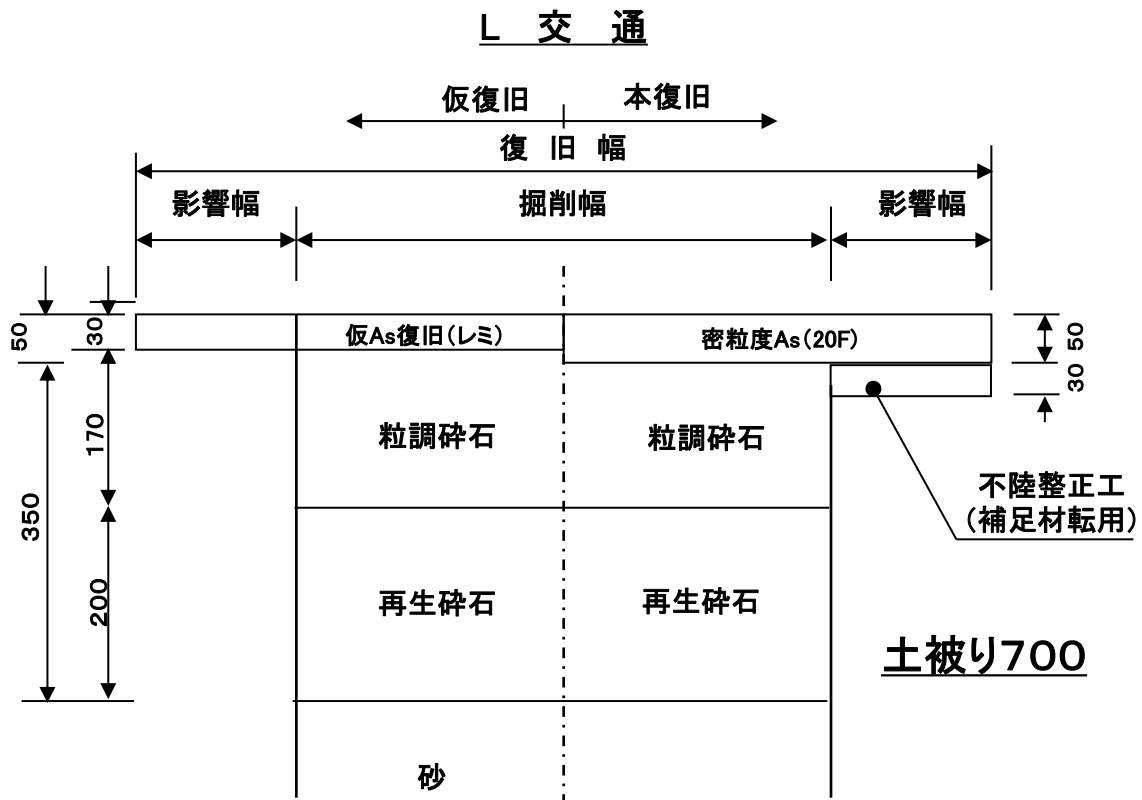
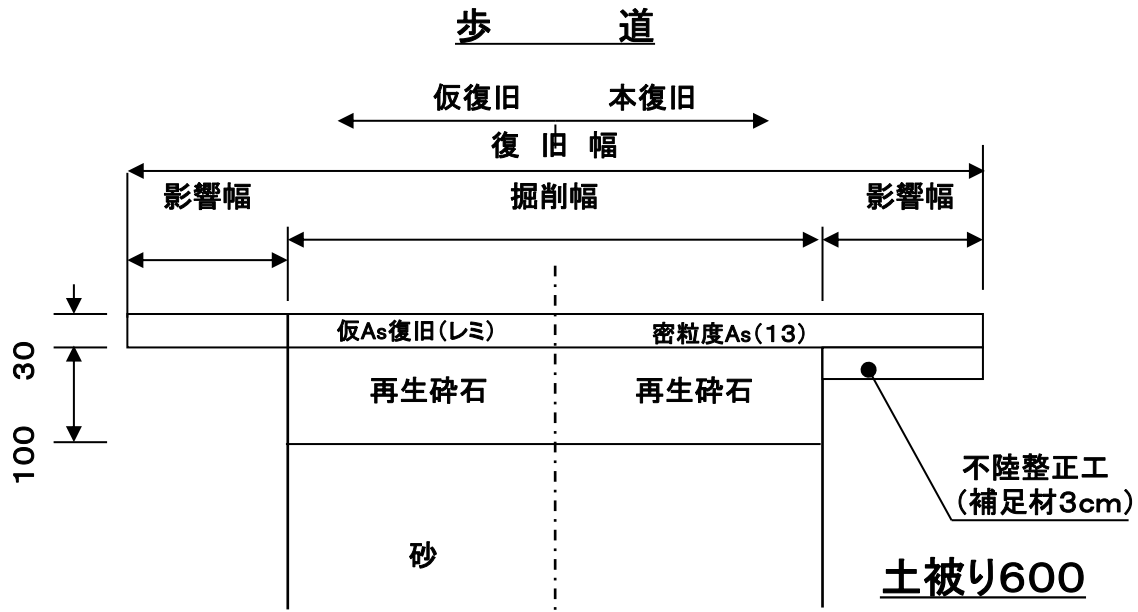
(5) 埋め戻しにあたっては、管の周囲は必ず良質な砂で管底まで十分回るように施工し、砂利、石塊などの固形物が直接、管に触れないようにしなければならない。

(6) 締め固めは、各層ごとに行い、一層当たりの最大巻出し厚さは20cmとし、将来、陥没・沈下等を起こさないよう入念に行なわなければならない。

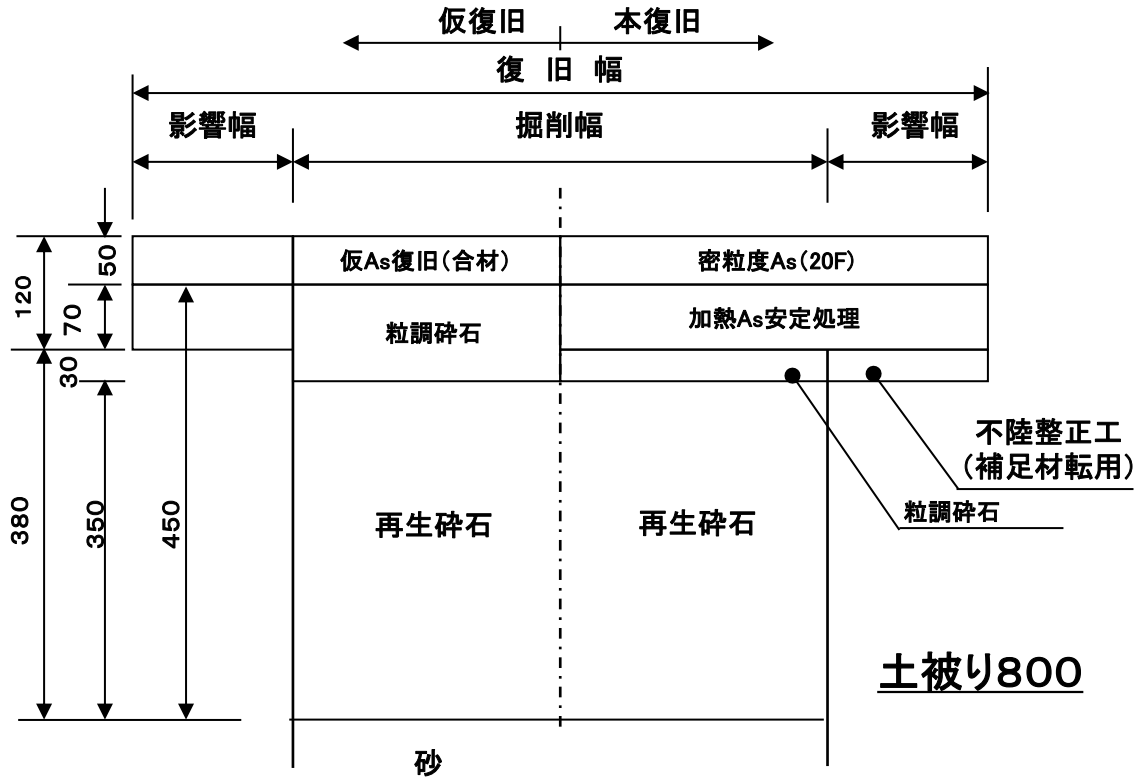
(7) 二次側の土被りは、原則0.3m以上とする。

(掘削断面及び埋設深度)

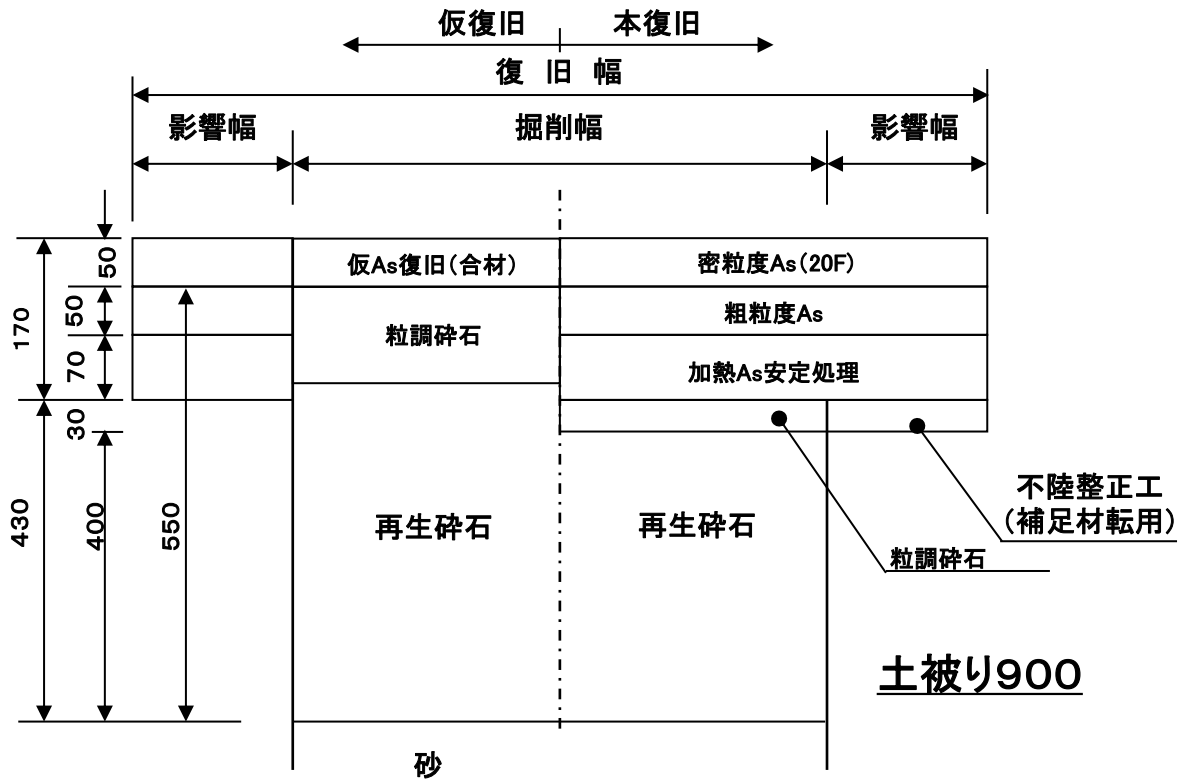
第10条 給水管の掘削断面及び埋設深度は、次のとおりとする。



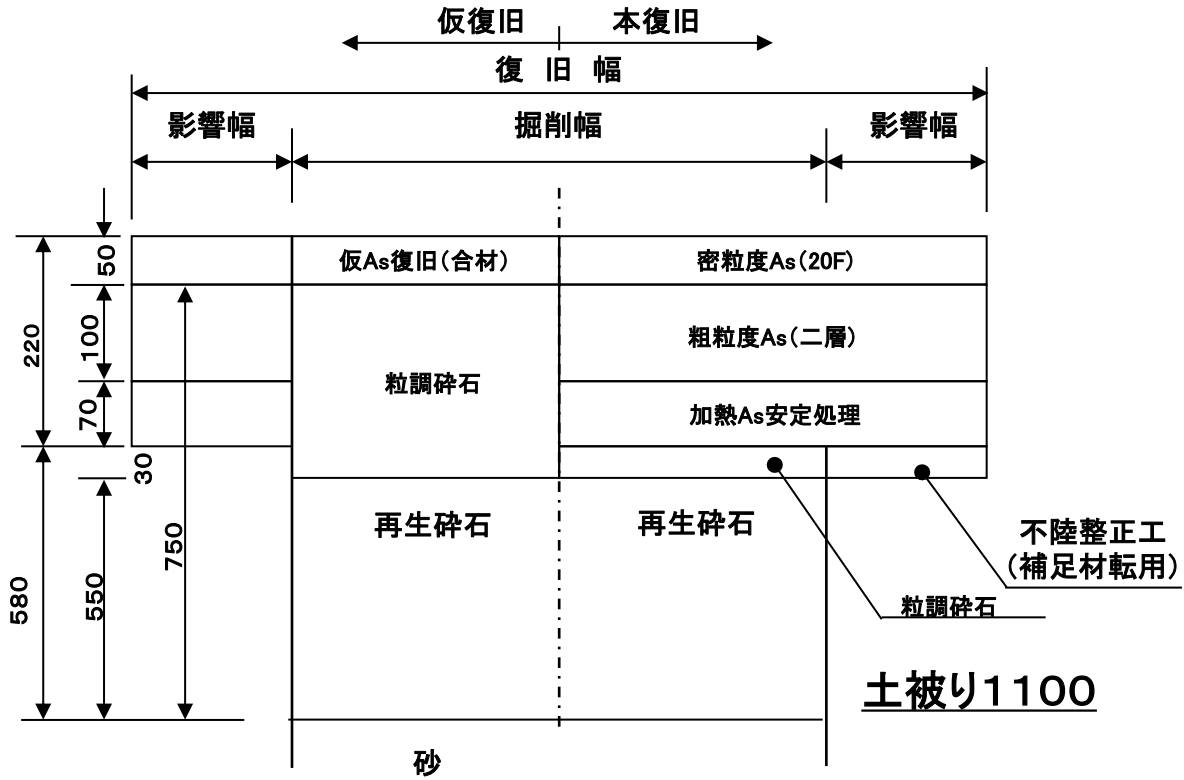
A 交通



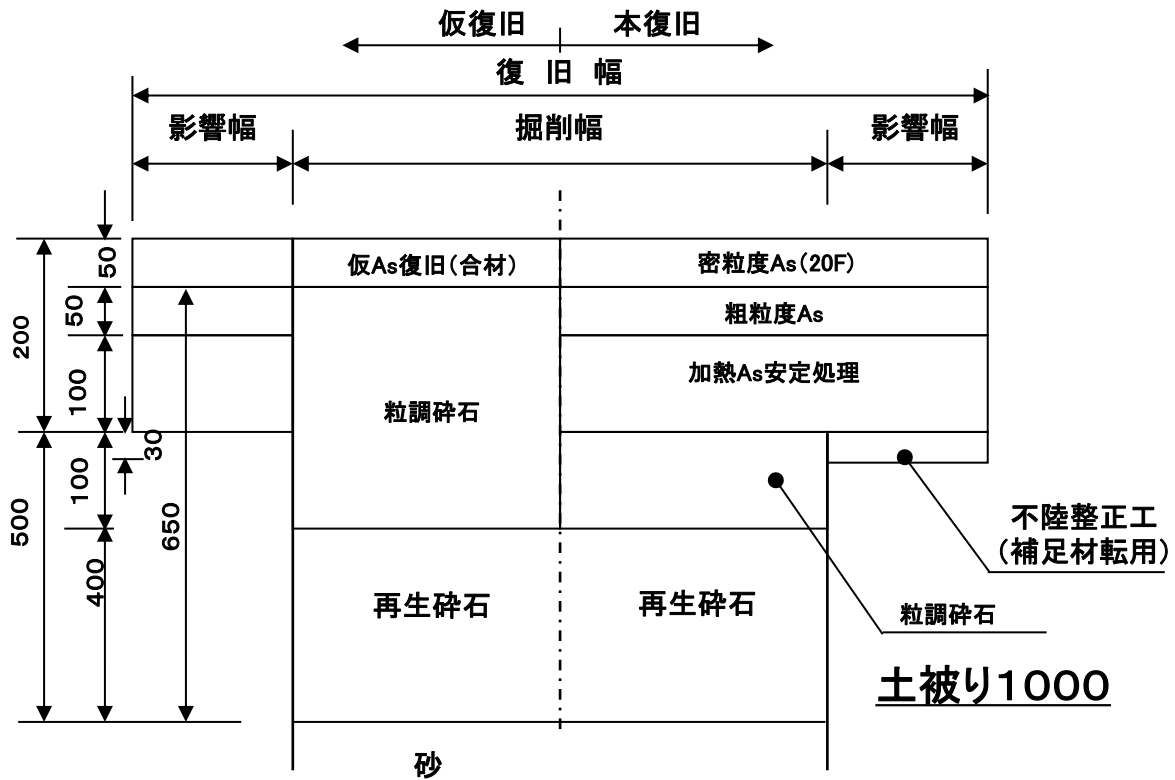
B 交通



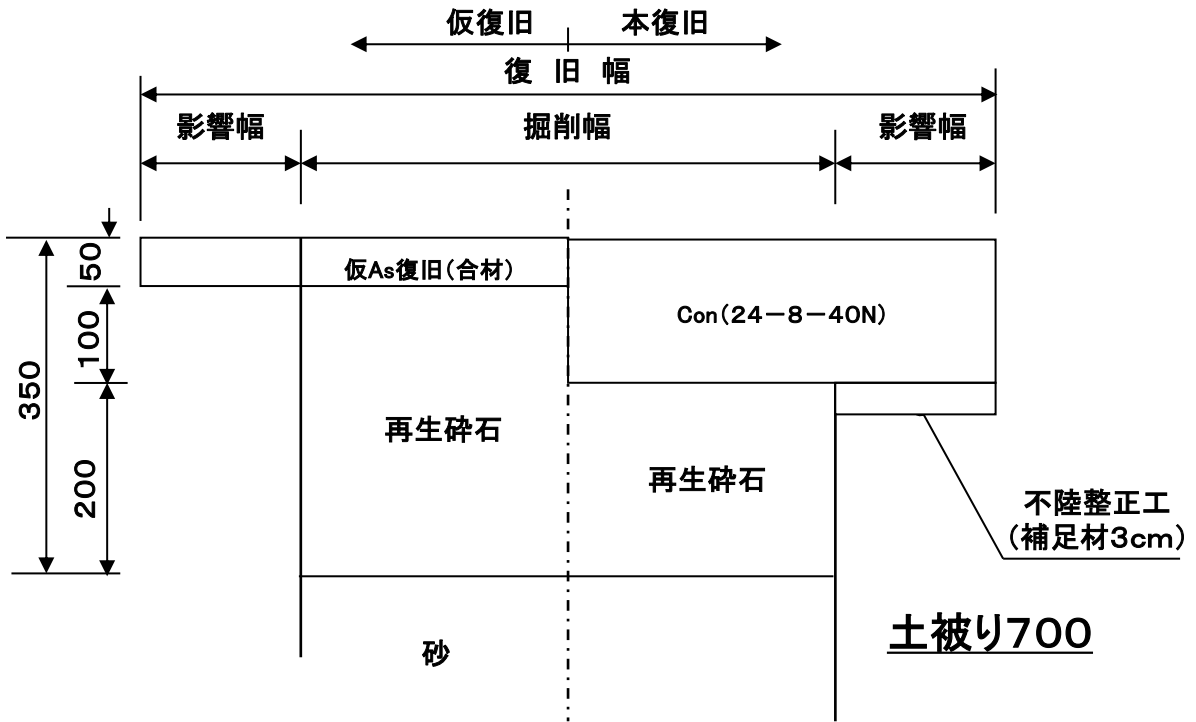
C 交通



国 道



コンクリート道



(材料の使用区分)

第11条 削除

(給水管引込距離)

第12条 配水管から分岐した給水管の引き込み限度距離は、次のとおりとする。

水圧 \ 口径	φ 20	φ 25	φ 30	φ 40
	距 離			
0.15Mpa	2階直結給水は不可			
0.20Mpa	12.5m	16.0m	19.5m	27.0m
0.25Mpa	33.5m	42.0m	52.0m	72.0m
0.30Mpa	54.5m	69.5m	84.5m	117.0m
0.35Mpa	75.5m	96.0m	117.0m	162.0m
0.40Mpa	96.5m	123.0m	149.0m	207.0m

(注) 水圧が0.17Mpa以下の地域では、2栓同時使用の条件で2階直結給水が可能であるが、戸建住宅における給水栓の数から、3栓同時使用の可能性もあり、このような地域での2階直結給水は避けることが望ましい。

また、口径50mm以下はウエストン公式、口径75mm以上はヘーゼン・ウィリアムズの公式を用いて口径を決定しても良い。

(配水管からの分岐数)

第13条 一つの配水管から分岐できる給水管の数と口径は次の表を基準とする。

表1 (配水管：銅管、鋳鉄管 給水管：銅管)

配水管 D \ 給水管 d	20 (銅管)	25 (銅管)	30 (銅管)	40 (銅管)	50 (銅管)	75 (鋳鉄管)	100 (鋳鉄管)	150 (鋳鉄管)
	25 (銅管)	2						
30 (銅管)	3	2						
40 (銅管)	6	3	2					
50 (銅管)	10	6	4	2				
75 (鋳鉄管)	27	16	10	5	3			
100 (鋳鉄管)	56	32	20	10	6	2		
150 (鋳鉄管)	154	88	56	27	16	6	3	
200 (鋳鉄管)	316	181	115	56	32	12	6	2

表2 (配水管：銅管、鋳鉄管 給水管：ポリ管)

配水管 D	給水管 d							
	20 (ポリ管)	25 (ポリ管)	30 (ポリ管)	40 (ポリ管)	50 (ポリ管)	75 (鋳鉄管)	100 (鋳鉄管)	150 (鋳鉄管)
25 (銅管)	2							
30 (銅管)	3	2						
40 (銅管)	6	4	2					
50 (銅管)	11	6	3	2				
75 (鋳鉄管)	31	17	9	7	4			
100 (鋳鉄管)	64	35	19	14	8	2		
150 (鋳鉄管)	175	98	52	38	21	6	3	
200 (鋳鉄管)	359	200	107	78	44	12	6	2

表3 (配水管：ポリ管、鋳鉄管 給水管：ポリ管)

配水管 D	給水管 d							
	20 (ポリ管)	25 (ポリ管)	30 (ポリ管)	40 (ポリ管)	50 (ポリ管)	75 (鋳鉄管)	100 (鋳鉄管)	150 (鋳鉄管)
25 (ポリ管)	2							
30 (ポリ管)	3	2						
40 (ポリ管)	5	3	1					
50 (ポリ管)	8	5	2	2				
75 (鋳鉄管)	31	17	9	7	4			
100 (鋳鉄管)	64	35	19	14	8	2		
150 (鋳鉄管)	175	98	52	38	21	6	3	
200 (鋳鉄管)	359	200	107	78	44	12	6	2

(注1) 給水戸数は、給水栓の数によっては、別途協議するものとする。

(注2) 管網を形成している配水管については上記表の戸数の2倍まで分岐可能とする。

(注3) 集合住宅等、一の分岐から複数の装置が接続される場合は、別途協議するものとする。この場合においては、注2の「戸数の2倍まで」の項は、適用除外とする。

(給水用具の必要水頭の確保)

第14条 給水管の口径選定にあたっては、給水用具の必要圧力が確保できるように計画しなければならない。

(配水管からの分岐)

第15条 配水管から給水管を分岐する場合は、次の各号に掲げる工法によるものとする。

- (1) 配水管からの分岐の位置は、その接合箇所より50cm以上、他の給水管の分岐から30cm以上離れていなければならない。
- (2) 配水管からの分岐方法は次のとおりとする。

配水管 D	給水管 d							
	20 (ポリ管)	25 (ポリ管)	30 (ポリ管)	40 (ポリ管)	50 (ポリ管)	75 (铸铁管)	100 (铸铁管)	150 (铸铁管)
25 (銅管)	③							
30 (銅管)	③							
40	(ポリ管)	②	①					
	(銅管)	③						
50	(ポリ管)	②		①				
	(銅管)	③						
75 (铸铁管)				CIP割T	割T			
100 (铸铁管)					CIP割T			
150 (铸铁管)	ボール式サドル分水栓 (密着コア挿入)							
200 (铸铁管)						割T		

- ① 切り取りをしてPEW継手（チーズ）による分岐
- ② PEW管用サドル分水栓による分岐
- ③ 切り取りをしてCP-PEW継手（ソケット等）、PEW継手（チーズ）による分岐

- (3) サドル分水栓は、配水管等に対して垂直に取付けること。
- (4) 異形管及び継手から給水管の分岐をしないこと。
- (5) 給水管が水道用ポリエチレン二層管の場合、ロケーティングワイヤーを配水管及び給水管上から量水器ボックス内まで配線し、防食テープで固定すること。
- (6) 配水管がダクタイル铸铁管の場合、切断及び穿孔に際しては、エポキシ樹脂粉体塗装用、モルタルライニング用の使い分けを必ず行うこと。

(止水栓、仕切弁、伸縮止水栓及び逆止弁の設置位置)

第16条 伸縮止水栓及び逆止弁は、原則として量水器ボックス内に設置しなければならない。ただし、止水栓等の取付位置は、敷地内の屋外とし、道路と敷地との境界より1m以内に設置しなければならない。

- (1) 道路と建物との間に空地が全くないときは、伸縮止水栓及び逆止弁を屋内に設置することができる。ただし、できるだけ出入口の近くとする。
- (2) 道路と建物との間に空地が少ないときは、給水管を左または右に曲げ、伸縮止水栓及び逆止弁を設置する。ただし、給水管の口径は20mm～50mmとし、曲部から

1 m以内に設置すること。

- (3) 給水管引込み部分（分水栓より量水器まで）の延長が10m以上のときは、配水管からの取り出し部分に止水栓又は仕切弁を設置する。ただし、車両の通行が激しい場所では、10m以下でも設置することができる。
 - (4) 内幅60cm以上の水路に給水管を上越し横断させる場合は、横断箇所的一次側に止水栓または仕切弁を設置しなければならない。
 - (5) 一次側で給水管が露出するときは、露出管はサヤ管で保護しなければならない。
 - (6) 一つの引込みで2戸以上に分岐給水するときは、引込元管の止水栓又は仕切弁を道路境界より民地内へ1 m以内に設置しなければならない。
- 2 止水栓または仕切弁を、道路に設置する場合は、道路肩に接近するものとし、鉄蓋は、路面より5 mm程度低くしなければならない。
 - 3 屋内管の改造及び給水栓の修理のため、量水器の二次側1 m以内にボール止水栓甲形を取り付けなければならない。ただし、口径75mm以上は仕切弁とする。
 - 4 口径25mm以下の伸縮止水栓は、盗水防止型伸縮止水栓を標準とする。
 - 5 その他の部材については、標準図のとおり設置すること。

（散水栓及び融雪・散水用等配管）

第17条 散水栓をボックス内に設置するときは、ボックス内を排水できるようにしなければならない。

- 2 融雪・散水用等の配管を設置する場合は、次の各号によらなければならない。
 - (1) 給水管との接続部には、逆止弁を取り付けること。
 - (2) 逆止弁の取り付け位置は地上とし、維持管理が可能な状態で設置すること。
 - (3) 配管は、泥吐排水できる構造とすること。

（給水管の接合）

第18条 給水管の接合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 銅管は、「銅配管はんだ付マニュアル」により接合しなければならない。
- (2) 水道用ポリエチレン二層管は、「水道用ポリエチレン二層管施工マニュアル」により接合しなければならない。
- (3) 塩化ビニールライニング鋼管A、B、D及びポリ粉体ライニング鋼管A、B、Dの接合は、ねじ込接合（管端防食形継手）又はフランジ接合によらなければならない。
- (4) 耐衝撃性硬質塩化ビニール管の接合は、冷間工法によらなければならない。
- (5) 鋳鉄管は、メカニカル継手、耐震用継手、フランジ継手によらなければならない。
- (6) その他の管種については給水装置工事技術指針（公財 給水工事技術振興財団）の給水装置工事法に準じた施工をすること。

（危険防止の措置）

第19条 給水装置の危険防止のため、次に掲げる事項を遵守して施工しなければならない。

- (1) 給水管は、本市が給水する水道以外の水管、又は省令第3条の基準に適合しない用具、もしくは給水用具等と直結してはならない。

- (2) 給水管の中に停滞空気が生ずる箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- (3) 2階以上または地階に給水する場合は、必要に応じて各階毎に止水栓を設けなければならない。
- (4) 大便器に給水する場合は、ロータンク方式又はハイタンク方式としなければならない。
- (5) ガス給湯器、ボイラー、冷却器等特殊器具を接続する場合、接続点付近に止水栓を水平又は垂直に取り付け、逆流防止の措置を講じなければならない。

(防護措置)

第20条 給水装置は、荷重による損傷、器材の腐食あるいは汚水逆流などに対して使用材料や現地の状況などを考慮し、次の防護措置を講ずるものとする。

(1) 外傷防護

暗渠、開渠など水路下を横断して布設する場合、原則、サヤ管に入れ、布設すること。水路の上部を横断する場合は、水路の高水位以上の高さに鋼管などのサヤ管に入れ、さらに防寒、防食などの措置を施して布設しなければならない。

(2) 振動、たわみ防護

給水管の立ち上がりや横引き部分で露出配管となる箇所は、ライニング鋼管を用い、固定金物等で適当な間隔で建物に固定しなければならない。

(3) 腐食防護

給水管を酸又はアルカリなどにより腐食されるおそれがある場所に布設する場合は、防食テープ、ポリエチレンスリーブ、ジュート巻など適当な防食材料で防護する。本管からの取り出し口及び撤去箇所には、ポリエチレンシートを使用して防護しなければならない。水道用ポリエチレン二層管の場合は、必ずポリエチレンスリーブにより防護しなければならない。

(4) 電食防護

給水管を電食のおそれのある箇所に布設する場合は、金属管を使用しないで、非金属管とし、やむを得ず金属管を使用する場合は、絶縁塗料あるいは防食テープで管の外周を完全に被覆して、漏洩電流の流出入を防止しなければならない。

なお、軌道付近においては、電気設備に関する技術基準を定める省令の規定により、給水管と軌道との距離を1 m以上保たなければならない。

(5) 軌道横断防護

軌道下を横断して給水管を布設する場合は、軌道管理者と協議の上、指定された工法、位置で埋設しなければならない。

(6) 水撃防護

給水装置には、過大な水撃作用を与えないように、省令の基準に基づいた給水用具を使用することが原則であるが、やむを得ない場合は、その上流側の近接した箇所に緩衝装置を設置するなど適切な措置を講じなければならない。

(7) 管の抜け出し防護

鋳鉄管などの口径の大きいもの（φ75mm以上）を使用する場合、曲りや勾配部分には、離脱防止継手や木杭を使用して管の抜け出し防護をしなければならない。

(8) 凍結防護

二次側の給水管で土中埋設部以外では、耐衝撃性硬質塩化ビニール管を使用してはならない。土中埋設部以外の給水管には、保温材で防護措置をしなければならない。保温材料は、保温チューブとし、異形部は保温テープを使用すること。

(9) 防露

屋内給水装置の露出部では、結露のおそれがあるので、このような箇所には適切な防露装置を施さなければならない。

第3章 附属用具

(量水器の設置)

第21条 量水器は、使用水量に適した口径のものを設置すること。また、設置場所については、次の点に留意すること。

- (1) 設置場所は原則として、官民境界から1 m以内の屋外とすること。
- (2) 汚水や雨水が入りにくい場所であること。
- (3) 駐車等による積載がない場所であること。
- (4) 設置する際は、給水栓より低位置に水平に取り付けること。
- (5) 常時検針が可能な場所であること。

(ボックス類)

第22条 量水器のボックス、止水栓のボックス及び仕切弁のボックスは、鋳鉄製またはポリエチレン製で管理者が定める規格のものを使用しなければならない。

2 直結給水方式においては、二次側に私物用メータの設置は原則禁止とする。

第4章 特殊装置

(受水槽)

第23条 受水槽を設置しなければならない施設は次のとおりとする。

- (1) 病院などで災害時や事故などによる水道の断水時・減水時に、給水の確保が必要な施設。
 - (2) 短時間に多量の水を使用したり、使用水量の変動が大きいときに、配水管の水圧低下を引き起こすことがある施設。
 - (3) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定量の水量、水圧が必要な施設。
 - (4) 有毒薬品を使用する工場など、逆流により配水管の水を汚染することがある施設。
- 2 受水槽の構造については、建築基準法第36条、建築基準法施行令第129条の2の4項及び昭和50年建設省告示第1597号の基準によるものとする。

3 その他

- (1) ボールタップは水衝撃の少ないものを使用し、水平かつ垂直に取り付けなければならない。なお、受水槽流入口径が25mm以上の場合は、定水位弁を使用し、その取り付け位置は地面から1 m程度の高さに設置しなければならない。
- (2) 受水槽へ給水する場合は、受水槽内に防波装置を設置しなければならない。
- (3) 受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用量の時間的変化を考慮して定める。一般に受水槽への単位時間当たり給水量は、設計一日使用水量を使用時間で除した水量とし、受水槽の容量は、設計一日使用水量の4/10～6/10程度が標準である。ただし、ピーク時等の使用水量が著しく大きい場合、あるいは、配水管の口径や水圧が不十分な場合にあつては、受水槽の容量をピーク時にも十分対応できるものとしなければならない。
- (4) 受水槽の清掃等のため、受水槽脇に1栓の直結式給水栓を設置すること。

(高置水槽)

第24条 高置水槽の構造及び材質は受水槽に準ずるほか、その設置位置は、給水用具が円滑に作動する水圧が得られるよう考慮しなければならない。高置水槽の有効容量は設計一日使用水量の1/10程度を標準とする。

(ポンプ直送給水)

第25条 高置水槽を設置しないでポンプを用いて直接給水する場合は、圧力タンク式及び加圧ポンプ式によらなければならない。

(プールへの給水)

第26条 プールへの給水は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) プールへの給水を行う場合は、給水契約者は、夜10時から翌朝5時までの時間内に終えるようにする。
- (2) 流入口は落とし込みとし、吐水口空間は越流面から200mm以上を確保しなければならない。

(娯楽用給水、その他)

第27条 娯楽用、その他の給水装置は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 噴水、泉池、滝、その他娯楽用に使用する器具には、故障修理と流出量調節のため甲止水栓又は、ストップバルブを水平に取り付けなければならない。
- (2) 神社、仏閣の手洗いは、給水管と直結せず、落とし込みとし、落とし込みの高さは、満水面より給水管の外径以上の間隔を保たなければならない。
- (3) 太陽熱利用温水タンクへの流入口は落とし込みとし、タンク満水面から給水管の外径以上の間隔を保ち、上り、下り管は別個に配管しなければならない。

(共同住宅等の給水装置)

第28条 共同住宅、店舗併用住宅に直結直圧方式で給水する場合は、原則、各戸に量水器を設け各戸単位として給水契約のできるように給水装置工工事を施工する。この場合量水器の設置位置は、いずれも1階地上とする。

(ユニット化装置)

第29条 ユニット化装置は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日厚生省令第14号）の性能基準に適合するもの、又はこれと同等品以上のもの□を使用しなければならないとする。

(特定施設水道連結型スプリンクラー設備)

第30条 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置については、消防法施行令及び消防法施行規則の定めによるほか、以下の基準に適合しなければならない。

- (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、直結方式の給水管又は受水槽方式の一次側給水管から分岐して設置する場合（以下、「水道連結式スプリンクラー設備」という。）は、給水装置として水道法を適用する。
- (2) 水道連結式スプリンクラー設備は、本施工基準、三・四階直結給水施工要綱及び直結増圧式給水施工要綱の規定によらなければならない。
- (3) 水道連結式スプリンクラー設備を設置する者は、水道連結式スプリンクラー設備設置申請書（様式第1号）を提出しなければならない。
- (4) 受水槽方式の建物の一次側給水管から分岐して設置する水道連結式スプリンクラー設備は、受水槽二次側の給水用配管等と連結してはならない。又、標識等により配管の系統を識別できるようにしなければならない。
- (5) 水道連結式スプリンクラー設備を設置しようとする者は、消防設備士による水理計算書を本市に提出して承認を受けなければならない。
- (6) スプリンクラー設備用配管の停滞水が、飲用等の水質に悪影響を及ぼすことのないように、逆流防止装置など必要な措置を講じなければならない。
- (7) スプリンクラー設備用配管の末端には、停滞水の防止及び放水確認用としての給水栓等を設置しなければならない。
- (8) 水道連結型スプリンクラー設備を設置した建物は、維持管理責任者を選任するとともに、給水栓の増設や使用条件等を変更する必要がある場合、事前に本市と協議しなければならない。

第5章 雑 則

(給水装置の記号)

第31条 給水装置の記号は別表のとおりとし、工事の図面はこれらの記号によって記入しなければならない。

(その他)

第32条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基準は、昭和45年7月1日から施行する。
- 2 昭和60年7月1日一部改正する。
- 3 昭和63年7月1日一部改正する。
- 4 平成3年7月1日一部改正する。
- 5 平成17年7月1日一部改正する。
- 6 平成21年4月1日一部改正する。ただし、第5条第1項第1号のうち配水管からの取付口部を除く給水装置への銅管使用については、平成21年6月30日まで使用できるものとする。
- 7 平成22年6月1日一部改正する。
- 8 平成30年4月1日一部改正する。
- 9 令和3年1月1日一部改正する。
- 10 令和4年4月1日一部改正する。

(様式第1号)

年 月 日
受 付 番 号
第 号

(あて先)

金沢市公営企業管理者

申請者 住 所
氏 名
(署名又は記名押印)

特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置申請書 (新設・改造)

下記のとおり、水道連結型スプリンクラー設備を設置したいので、確約事項を承諾のうえ申請します。

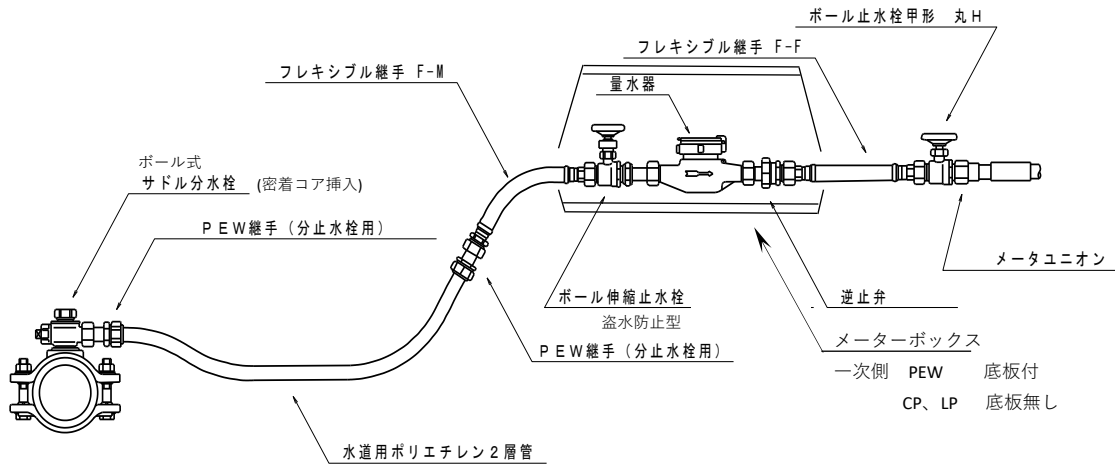
記

- | | | |
|----|-------------|---|
| 1. | 申請場所 | 金沢市 |
| 2. | 建築主 | 住所
氏名 |
| 3. | 建物概要 | (1) 建築物 新築・既存
(2) 建物用途
(3) 給水方式
(4) 延べ床面積 m ²
(5) 建物階高 地上 階建 地下 階
(6) スプリンクラー最大放水量 リットル/分 |
| 4. | 工事予定時期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 5. | 指定給水装置工事事業者 | 事業者名
住所
T E L |
| 6. | 添付書類 | (付近見取図・給水装置系統図・水理計算書・消防局届出書等の写し) |
| 7. | その他 | |

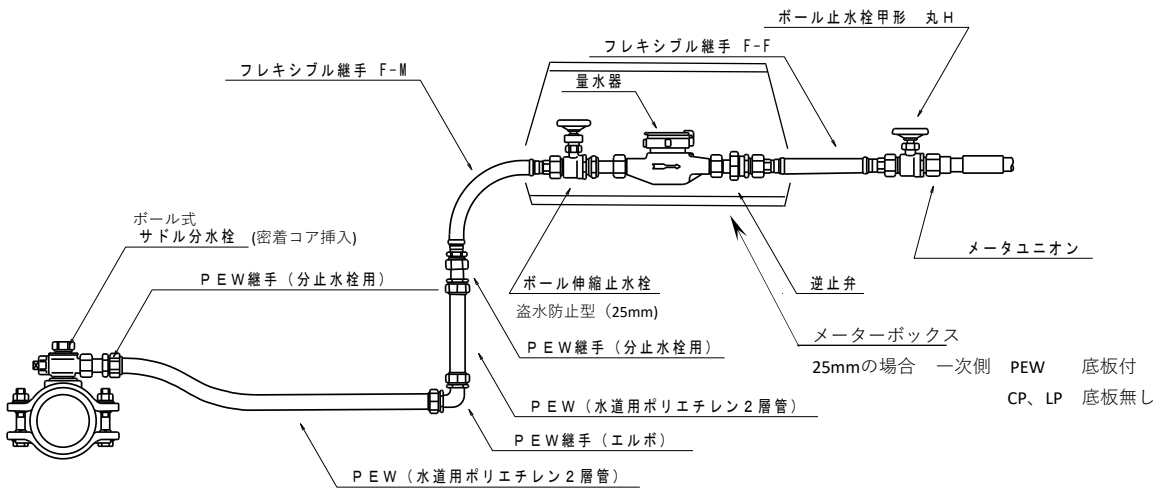
確 約 事 項

1. 水道直結式スプリンクラー設備は、利用者に周知することで他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定した設計とします。
2. 停滞水及び停滞空気の発生しない構造とし、乾式タイプの水道直結式スプリンクラー設備は、電磁弁・電動弁等を設置いたします。湿式タイプの場合は、停滞防止継手及び逆流防止弁を設置いたします。
3. 建物の3階以上に、水道直結式スプリンクラー設備を設置する場合は、三・四階直結給水施工要綱及び中高層直結増圧給水施工要綱の規定を遵守します。
4. 建物内の配管系統から分岐して、水道連結型スプリンクラー設備の設置を行う場合にあっては、飲料用の給水器具がスプリンクラー設備後に接続されているときには、給水装置として水質の安全を保持する必要性から、当該系統の配管には接続いたしません。
5. 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与えるおそれのある場合は、防露措置を行います。
6. 水道直結式スプリンクラー設備は、給水装置として水道法の適用を受けることから、設備の改造の際には必ず給水装置の改造を申請します。
7. 水道直結式スプリンクラー設備は、水道が断水のととき、配水管の水圧が低下したとき及びメータ交換のとときなどには、正常な効果が得られなくなることを承諾します。
8. 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時において金沢市にその責を求めることができない非作動に係る影響に関する責任については、金沢市に求めることはありません。
9. スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示します。
10. 必要に応じて保守点検や修繕を速やかに行い、設置した逆流防止装置等についても、適性に保守いたします。
11. 所有者又は、使用者が変更となる場合、あるいは設備が設置された建物・部屋を賃貸する場合は、譲受人、借家人等に上記事項を確実に引き継ぎいたします。

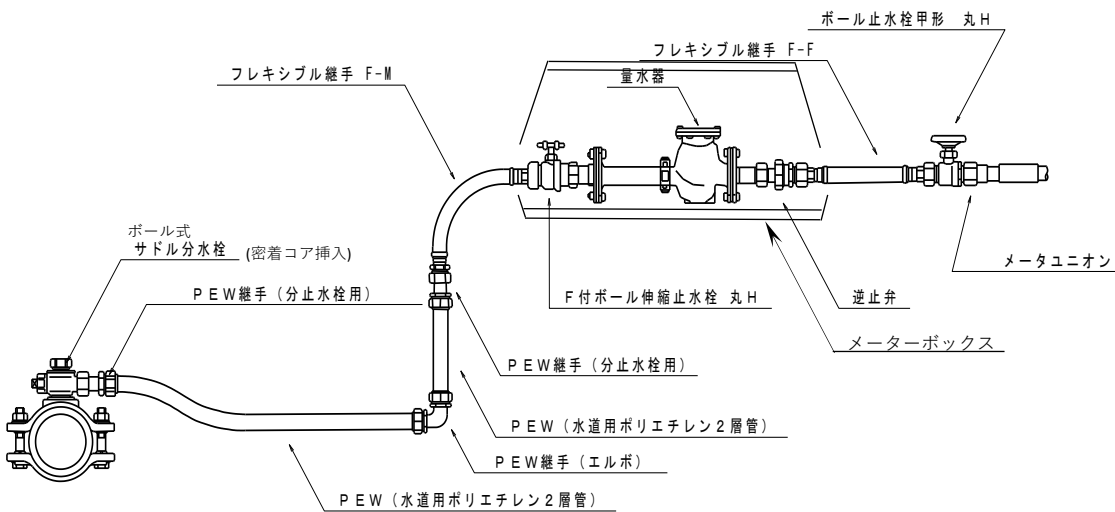
給水装置標準図 口径 20mm



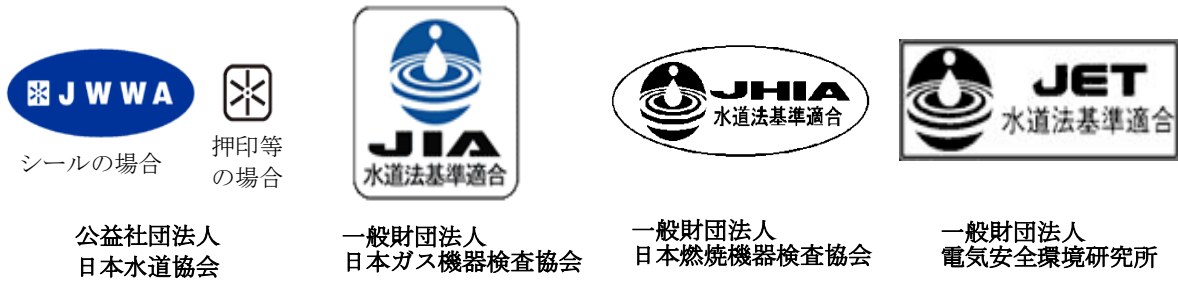
給水装置標準図 口径25~40mm



給水装置標準図 口径50mm



給水装置の構造及び材質の基準に適合している認証マーク



【参考】
(公社) 日本水道協会
特別基準適合品表示マーク






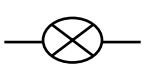
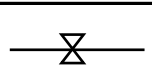
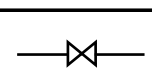
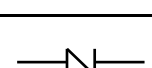
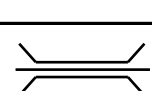
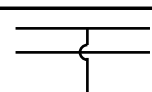
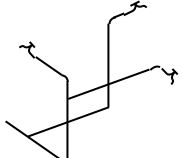


基準省令の基準に加え、他の性能を付記した基準に適合していることを示すマーク

このマークは、第三者認証機関である次の4機関の共通認証マークとして、製品に求められる「性能基準」（耐圧・浸出・水撃限界・逆流防止・防食・耐久・耐寒）に適合した製品に表示。

- ・ 公益社団法人 日本水道協会（J W W A）
 - ・ JAPAN WATER WORKS ASSOCIATION
- ・ 一般財団法人 日本ガス機器検査協会（J I A）
 - ・ Japan Gas Appliances Inspection Association
- ・ 一般財団法人 日本燃焼機器検査協会（J H I A）
 - ・ JAPAN HEATING APPLIANCES INSPECTION ASSOCIATION
- ・ 一般財団法人 電気安全環境研究所（J E T）
 - ・ JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

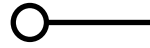
給 水 装 置 記 号 表

管 路 の 記 号												
	新設給水栓	<p>赤実線 管種・口径・延長は赤書きとし、管種は次の記号で書く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">塗覆鉛管-LPV</td> <td style="width: 50%;">鉛管-LP</td> </tr> <tr> <td>塗覆鋼管-SGPV</td> <td>銅管-CP</td> </tr> <tr> <td>铸铁管-CIP</td> <td>ビニル管-HIVP</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン管-PE</td> <td>ライニング鋼管-VLGP</td> </tr> <tr> <td>石綿管-ACP</td> <td>ダクタイトル铸铁管-DIP</td> </tr> </table>	塗覆鉛管-LPV	鉛管-LP	塗覆鋼管-SGPV	銅管-CP	铸铁管-CIP	ビニル管-HIVP	ポリエチレン管-PE	ライニング鋼管-VLGP	石綿管-ACP	ダクタイトル铸铁管-DIP
塗覆鉛管-LPV	鉛管-LP											
塗覆鋼管-SGPV	銅管-CP											
铸铁管-CIP	ビニル管-HIVP											
ポリエチレン管-PE	ライニング鋼管-VLGP											
石綿管-ACP	ダクタイトル铸铁管-DIP											
	既設給水栓	黒又は青点斜線（口径記入）記号は同上										
	新設支分引用本線	赤点線 記号は同上										
	撤去又は埋殺し管	黒又は青点線 記号は同上										
	消火栓	<p>赤書 既設の場合はいずれも黒又は青書きとする。</p>										
	量水器											
	止水栓											
	量水器より下流の止水栓その他バルブ											
	逆止弁											
	保護管（さや管）											
	平面給水管の交差											
	立体給水管の交差											

管 路 の 記 号



給水栓品名を記入すること



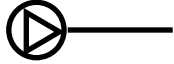
フラッシュバルブ



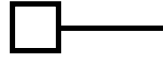
ボールタップ



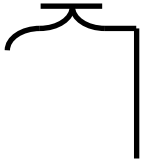
双口給水栓



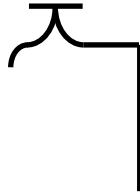
特殊給水栓



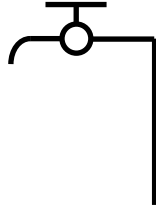
水栓柱



普通給水栓



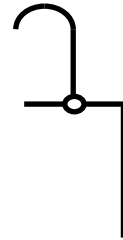
胴長給水栓



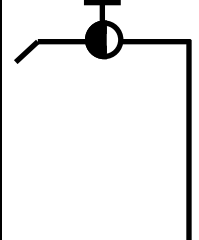
自在給水栓



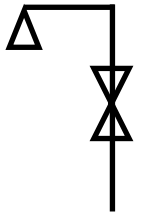
縦給水栓



スワン形自在給水栓



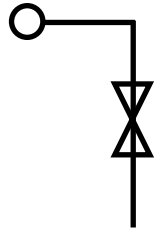
混合水栓



シャワー給水栓



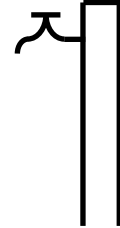
衛生給水栓



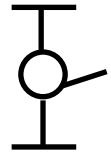
ボールタップ



フラッシュバルブ



水栓柱



散水栓

新設の場合は赤書きとし、既設の場合は黒又は青書きとする。
水栓類は（上記を含む。）品名を明記する。

貯 水 槽

ポ ン プ

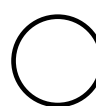
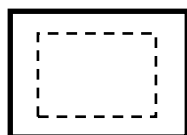
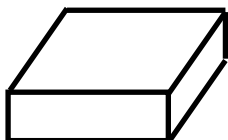
井 戸

立 体

平 面

立 体

平 面



その他の構造物については名称を明記すること。